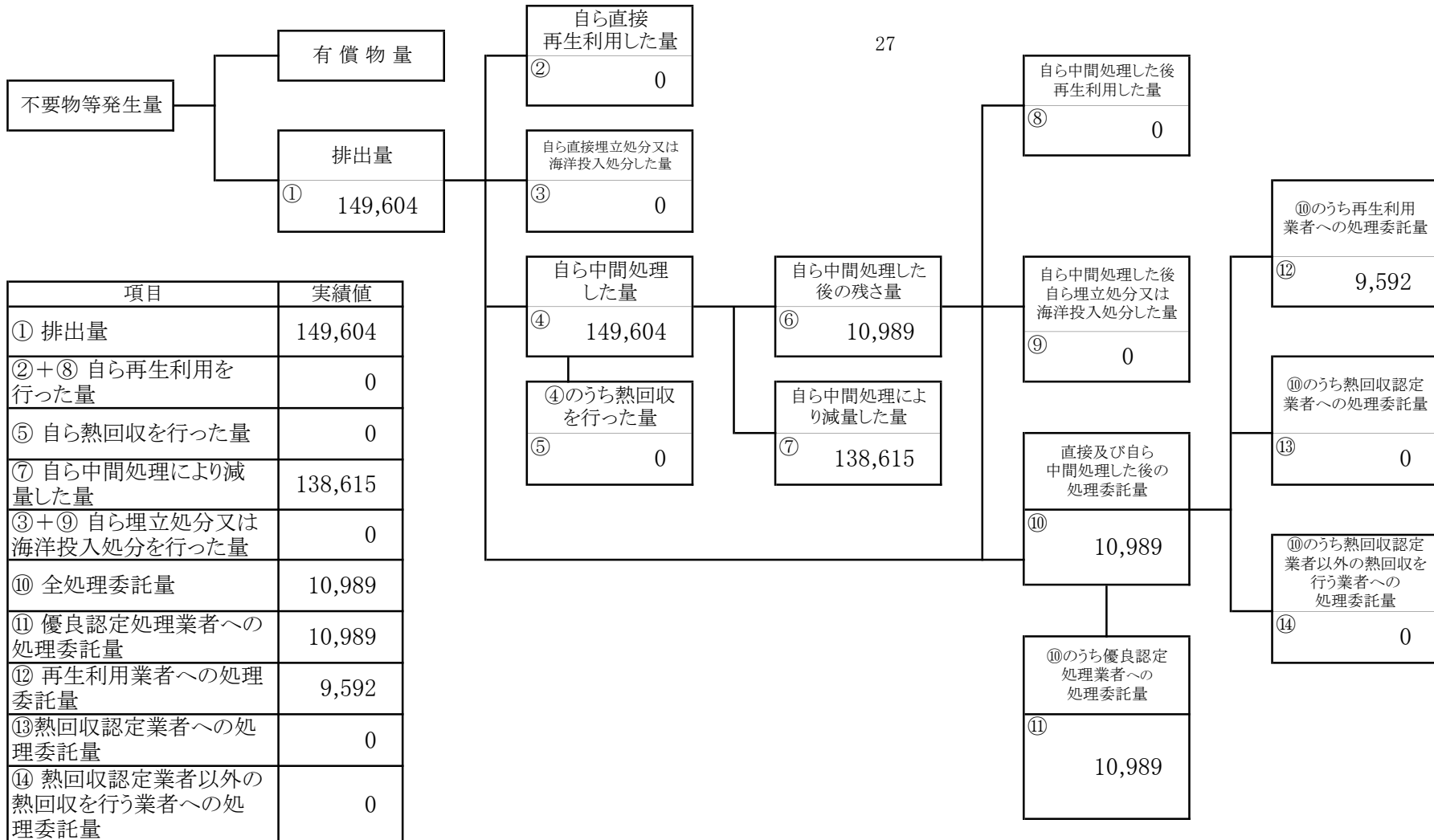


産業廃棄物処理計画実施状況報告書			
富山市長 藤井 裕久 殿		令和 6 年 6 月 27 日	
提出者 住 所 富山市牛島本町二丁目1番20号 氏 名 富山市上下水道事業管理者 前田 一 士 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 076-438-5235			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、5 年度の産業 廃棄物処理計画の実施状況を報告します。			
事業場の名称		富山市上下水道局 浜黒崎浄化センター	
事業場の所在地		富山市浜黒崎18番地	
事業の種類		下水道処理施設維持管理業	
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間		令和5年4月1日から令和6年3月31日	
産業廃棄物処理計画における目標値			
項目		目標値	
排出量		152,171 t	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		141,000 t	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		t	
※事務処理欄			

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 汚泥)

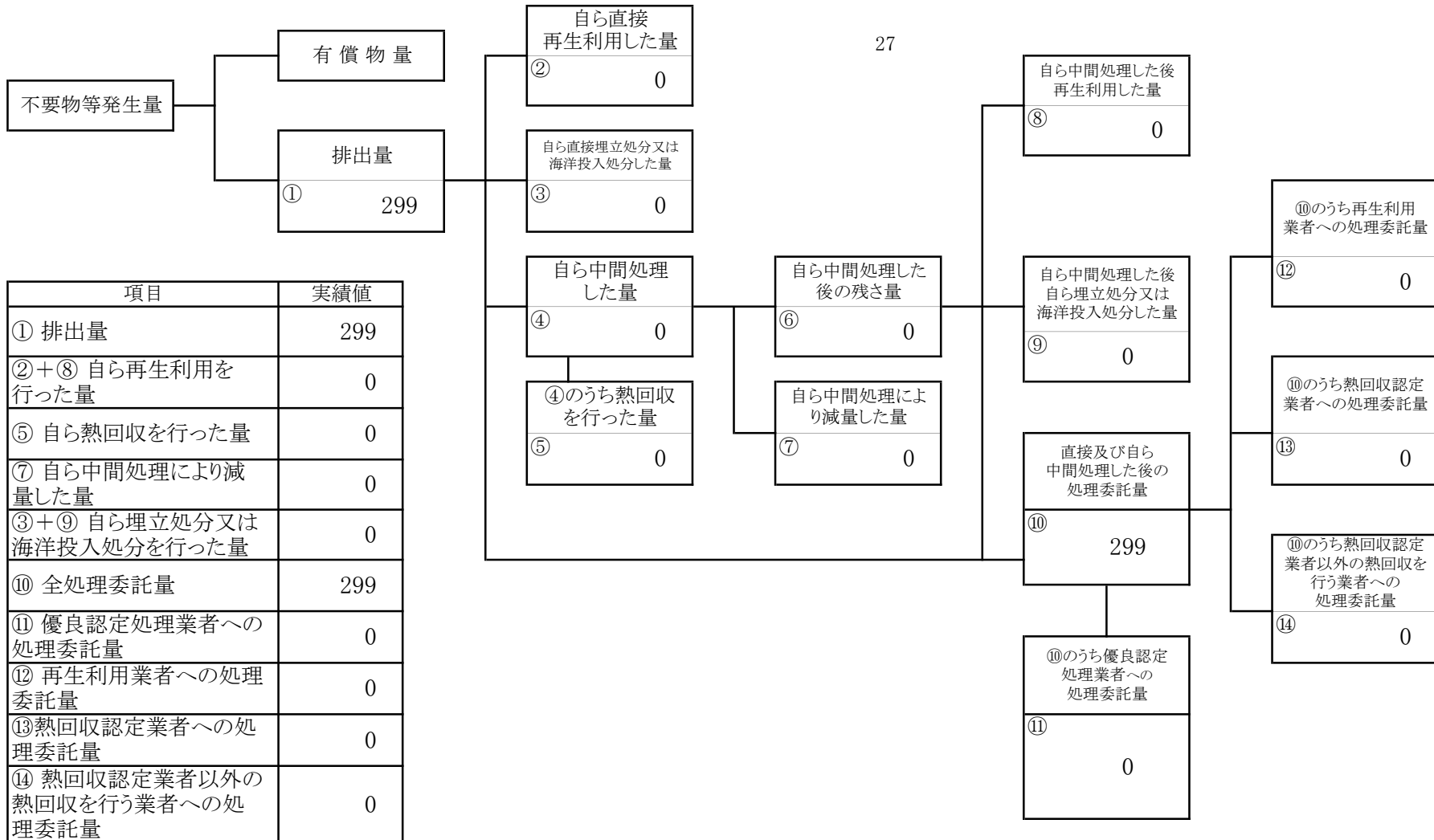
消化汚泥



計画の実施状況

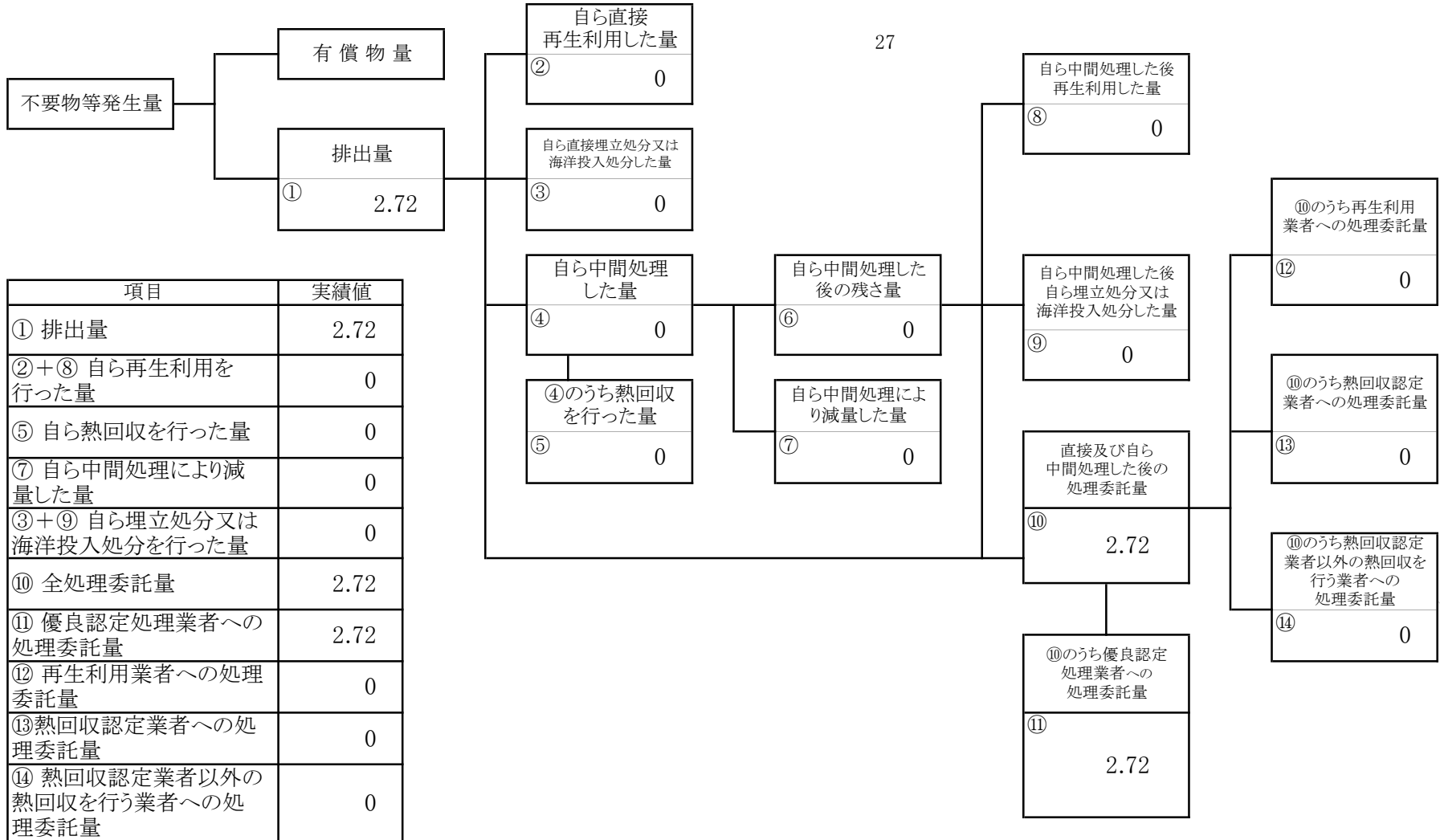
(産業廃棄物の種類： 汚泥

) 沈砂・し渣汚泥



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 廃酸)



(様式第2号の9)産業廃棄物処理計画実施状況報告書 第2面(一覧)

別添
単位:トン/年

廃棄物の種類	排出量の 目標値	計画の実施状況													
		①排出量	②自ら直接再生利用した量	③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	④自ら中間処理した量	⑤自己中間処理のうち熱回収を行った量	⑥自ら中間処理した後の残さ量	⑦自ら中間処理により減量した量	⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑪⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑫⑩のうち再生利用業者への委託量	⑬⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑭⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
燃 え 殻															
汚 泥	152,170	149,903			149,604		10,989	138,615			11,203	10,989	9,592		
廃 油															
廃 酸	0.60	3									3	3			
廃 ア ル カ リ															
廃プラスチック類															
紙 く ず															
木 く ず															
織 維 く ず															
動植物性残さ															
動物系固形不要物															
ゴ ム く ず															
金 属 く ず															
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず															
鋳 さ い															
が れ き 類															
動物のふん尿															
動物の死体															
ば い じ ん															
計		149,906	0	0	149,604	0	10,989	138,615	0	0	11,206	10,992	9,592	0	0

注1 産業廃棄物排出量の目標値 : 様式第2号の9の第1面にて実施状況報告のなされた「産業廃棄物排出量の目標値」について集計し記入する。なお値は計のみを入力する。

注2 計画の実施状況 : 様式第2号の9の第2面にて実施状況報告のなされた「計画の実施状況」①～⑭の量について集計し記入する。

注3 廃棄物の種類 : 19種類に分類できない記述が報告書にある場合に限り、空欄に報告書に表示された種類を記入する。

備考

27

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。